新型コロナウィルス感染症の影響により納税が困難な方へ

江東区 特別区民税·都民税普通徵収

新型コロナウィルス感染症の影響により、<u>令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)における収入が前年同期に比べて減少している方</u>は以下の猶予制度等が利用できます。詳しくは区ホームページ (http://www.city.koto.lg.jp/060610/koronayuuyo.html)をご確認ください。また、ご不明点がありましたら納税課徴収第一、第二係までお問合せください。

1 江東区の猶予制度等

1. 1 江東区の分割納付

■概要 令和4年3月末まで、やむを得ない事情がある場合6月末までに完納できる計画で

あれば、電話等で収支状況等をお聞きしたうえで分割納付を受け付けます。

■対象の方 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)における収入が、新型コロナウィルス感染

症の影響により、概ね 20%以上減少している方。

■対象期別 平成31年度5期~令和3年度6期

■申請手続等 電話にて受付 (電話が困難な方はメール若しくは FAX)

■注意点等・①分割納付中でも督促状が送付されます。

②分割納付期間中に延滞金が発生する場合があります。

③納付計画を理由なく不履行した場合滞納処分の可能性があります。

④担保は不要です。

1.2 延滞金减免 (江東区特別区税条例施行規則第29条)

■概要対象期別の延滞金が全額免除されます。

■対象の方 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)における収入が新型コロナウィルス感染症

の影響により、概ね20%以上減少している方。

■対象期別 平成 31 年度 5 期~令和 3 年度 6 期

■申請手続等 本税完納後に申請書、根拠資料*を提出いただきます。

※ 収入が20%以上減少したことを示す資料(給与明細、預金通帳の給与入金履歴の写し等)

2 地方税法に基づく猶予制度等

■概要 地方税法第 15 条に基づく猶予制度(換価の猶予、徴収の猶予)があります。

対象となる方、対象期別、申請手続等は制度の種類によって変わるため、

詳細は下記連絡先までお問合せください。

■注意点等 適用する制度により、書面での申請が必要な場合があります。

猶予する金額が一定以上の場合、担保を提供いただく必要があります。

猶予決定後に分割納付が不履行になった場合、猶予が取消になる場合があります。

問合せ

江東区区民部納税課徴収第一·第二係 (江東区役所本庁舎 5 階 7 番)

電話:03-3647-4153 (平日:8時30分~17時まで) FAX:03-3647-8646

メール: noufu-soudan@city.koto.lg.jp